

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 日

京都府商工労働観光部長 殿
大阪府政策企画部長 殿
奈良県まちづくり推進局長地域振興部長 殿
(公財)関西文化学術研究都市推進機構常務理事 殿

国土交通省都市局まちづくり推進課長

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度の改正等について（周知・依頼）

日頃より、関西文化学術研究都市の建設促進に関しご尽力を賜り、誠に有り難うございます。

関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る現行の特別償却制度は、令和 7 年 3 月 31 日をもって期限が到来しましたが、建設計画の策定主体である京都府、大阪府、奈良県等の強い要望も受けて令和 7 年度税制改正が行われ、一部の要件を変更し、令和 9 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

このたび、関係法令である租税特別措置法及び同施行令が改正されましたので、その内容を周知させていただくとともに、本特例措置の近年の延長趣旨やそれを踏まえた運用上の留意点等につきましても、併せてお知らせいたします。

貴職におかれましては、庁内関係部局、関係市町のみならず、本特例措置を活用する文化学術研究地区に立地が見込まれる企業及び既に立地している企業に対しましても、機会を捉えて周知していただきますよう、お願いいたします。

今後も、関西文化学術研究都市の建設促進のため、本特例措置を適正かつ有効にご活用いただきますよう、重ねてお願いいたします。

連絡先：国土交通省都市局まちづくり推進課
関西文化学術研究都市建設推進室
03-5253-8111（代表）
本橋（内線：32512）
藤井（内線：32576）

1. 令和7年度税制改正による変更点

(1) 租税特別措置法の改正【期限の延長（2年間）】

- 引き続き、京都府、大阪府、奈良県の建設計画に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を行うための延長（第44条第1項）

改正前：令和7年3月31日まで ⇒ 改正後：令和9年3月31日まで

改正前	改正後
（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却） 第四十四条 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から令和七年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。 2 （略）	（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却） 第四十四条 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から令和九年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究所用の施設の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。 2 （略）

（２）租税特別措置法施行令の改正【対象資産の施設規模要件の引上げ】

- より大きな研究成果を誘発するため、対象資産の施設規模要件を引き上げる
（第 28 条の 4 第 1 項）

改正前： 4 億円以上 ⇒ 改正後： 4.5 億円以上

改正前	改正後
（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却） 第二十八条の四 法第四十四条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除く。）が<u>四億円以上</u>のものであること。 二 当該研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。 2 法第四十四条第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円以上のものとする。	（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却） 第二十八条の四 法第四十四条第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（当該研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除く。）が<u>四億五千万円以上</u>のものであること。 二 当該研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五条第一項に規定する建設計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。 2 法第四十四条第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が四百万円以上のものとする。

2. 近年の税制改正の趣旨【政策誘導の方向性】

近年の税制改正における、期限延長を除く改正の趣旨（政策誘導の方向性）は以下の通りとなっている。

（１）平成 27 年度税制改正【新增設要件の追加】（法第 44 条第 1 項）

- 文化学術研究施設の新規立地を早期に実現するため、「租税特別措置に係る政策評価指標（施設整備率）」の見直しを行うとともに、単なる老朽資産の更新取得を適用対象資産から除外することにより、政策誘導の方向性を明確化

※租税特別措置に係る政策評価指標（施設整備率）【達成目標】の見直し

平成 25 年度まで：全ての文化学術研究地区が 50%に至るまで

平成 27 年度以降：都市全体平均で 60%に至るまで

施設整備率＝文化学術研究施設が立地した敷地面積 ÷ 文化学術研究施設用地の面積

(2) 平成 29 年・令和元年・令和 3 年・令和 5 年度税制改正【対象資産の施設規模要件の引き上げ】（政令第 28 条の 4）

- より大きな研究成果を誘発するため、施設規模が大きな資産を適用対象とする改正

3. 本税制措置に関する解説等について（留意点）

本特例措置は、文化学術研究施設のうち、技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設の新設又は増設する場合において、以下の要件を満たす「建物及びその附属施設」、「機械及び装置」が適用の対象（研究施設）となる。

(1) 規模要件

- ① 新設又は増設する技術に関する研究開発の用に供される施設で、その取得等に必要な資金の額が 4.5 億円以上のもの（政令第 28 条の 4 第 1 項第 1 号）

<留意点>

この要件に係る資金の額には、技術に関する研究開発の用に供されるものであれば、「建物及びその附属設備」のほか、「機械及び装置」など研究所用の施設に含まれる全ての資産の取得等に必要な額を含める。ただし、土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額は含めない。

- ② 「機械及び装置」の 1 台又は 1 基の 1 単位あたりの取得価額は、400 万円以上のもの（政令第 28 条の 4 第 2 項）

(2) 内容要件（国土交通大臣の証明がされたもの）

- 京都府知事、大阪府知事、奈良県知事が作成している建設計画の達成に資する研究所用の施設を設置すること（政令第 28 条の 4 第 1 項第 2 号）

<留意点>

国土交通大臣が証明する内容は、法人が設置する研究所用の施設が建設計画の達成に資することに限るため、法人が行う実際の税務申告にあたっては、別途その他の諸要件の確認が必要となる。

また、施設整備率の向上に寄与しない研究所用の施設の新設又は増設※については、建設計画の達成に資する研究所用の施設の設置には該当しないものとし、大臣証明は行わないものとする。

※ 施設整備率の向上に寄与しない研究所用の施設の新設又は増設の例

租税特別措置に係る政策評価指標とする施設整備率の算出において、既に整備済みとして整理されている敷地内における未利用地（駐車場部分等）を活用し研究所用の施設の増設を行う場合

なお、施設整備率の算出において、既に整備済みとされる敷地の判定については国土交通省で行うため、法人と調整する際には、法人に対して事前に国土交通省に問い合わせるようお願いしたい。

詳しい内容については、国土交通省ホームページ上の「手続きに必要な書類について」をご参照いただきたい。

https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/toshi_machi_fr_000028.html

以上のほか、その他の留意点については、国税庁HP「租税特別措置法関連通達（法人税編）第44条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係」についても参照願いたい。

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/01/01_44.htm

4. 本税制措置の適用要件と対象資産について（関係概念図）

